

みんなして



No. 18 発行 2013年7月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
6月27日 東京電力他電力会社9社、株主の「脱原発」提案を全て否決	7月01日 集団訴訟説明会（石川郡）
7月03日 原子力規制委、9月まで大飯原発運転継続を決定。活断層調査は継続	7月04日 集団訴訟説明会（安達郡）
7月08日 国と東電、南相馬で初の住民説明会	7月08日 弁護団会議（東京）
7月12日 国、東電の意向に配慮し、市町村の除染予算を制約、6割が使われず	7月13日 原告団沖縄支部訴状学習会（那覇市）
7月19日 東電、退職への歯止めとして管理職に10万円の一時金支給。総額5億円	7月13日 集団訴訟説明会（南相馬市）
7月19日 東電作業員の甲状腺被ばく、100mSv超が2000人超える	7月14日 原告団沖縄支部集団訴訟説明会（沖縄県国頭郡）
7月23日 東電、汚染地下水への海への流出認める	7月14日 集団訴訟説明会（福島市）
	7月15日 第1回現地調査 ～16日
	7月16日 原状回復訴訟第1回期日（福島地裁）
	7月18日 集団訴訟説明会（会津若松市）
	7月19日 浪江町弁護団意見交換会（東京）
	7月20日 学者グループ意見交換会（東京）
	7月24日 集団訴訟説明会（福島市）
	7月25日 放射線班・チーム会議（東京）
	7月27日 原告団郡山支部説明会（郡山市）
	7月28日 原告団郡山支部訴状学習会（郡山市）
	7月29日 原告団いわき支部説明会（いわき市）
	7月30日 原告団・弁護団合同会議（福島市）

★ホームページができました！ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

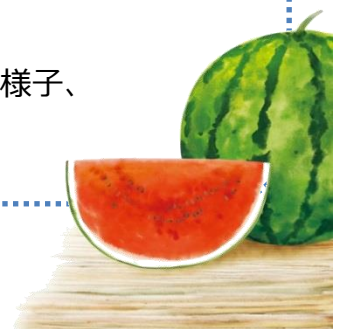
★フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。

facebook [「生業弁護団 facebook」](#)で検索して下さい！

Twitter [@NARIWAIbengodan](#)（なりわい弁護団）

※弁護団だより「みんなして」のバックナンバーや、裁判報告集会の様子、各地での説明会や相談会の様子などを発信しています。

※題字「みんなして」は、津村八江弁護士の筆によるものです。



「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（原状回復訴訟）

第1回期日のご報告



7月16日、原状回復訴訟の第1回期日が開かれました。提訴から4カ月、いよいよ法廷でのたたかいが始まりました。当日は、約200名の方々が裁判所に向けて行進。法廷に入る約50名の方々を送り出した後、法廷に入れなかった方々は模擬裁判の会場へ行進を続けました。

法廷では、訴状が陳述され、国と東電がそれに対して答弁しました。いずれも私たちの

請求について争うという答弁です。真剣勝負が始まった、そう感じました。

また、原告と代理人7名が意見陳述をしました。ところが、国は、玄海原発訴訟弁護団の板井優弁護士の見解陳述について、本件に関連性がないから陳述を制限すべきだと主張しました。私たちは、板井陳述は、玄海原発訴訟にかかわる立場・観点から本件訴訟の意義を述べるものだと反論、裁判所も関連性ありとして陳述を認めました。

さらに、国は、私たちが国は東電を規制できる権限をもっていて、福島第一原発の脆弱性・危険性を認識していたにもかかわらず、規制権限を適切に行使しなかったと主張している点について、認めるか認めないかを明らかにしないという態度をとりました。最大の争点でもある国の責任に関する点について、自らの態度を明確にしないという国の対応は、訴訟を不当に遅らせるものであり、私たちは厳しく批判しました。批判を受け、裁判所は8月中に態度を明確にするよう国に指示しました。

第1回期日は、涙あり怒りありの2時間半でした。中島原告団長の陳述の際などには、傍聴席から「そうだ」といった声もあがりました。もちろん小声ですが。

第2回期日は、9月10日（火）15時からです！ 国と東京電力の責任について本格的に主張することになります。模擬法廷も開催されます。ぜひご参加ください！！



（弁護士・馬奈木巖太郎）



模擬法廷を行いました！



7月16日、第1回口頭弁論期日に合わせて模擬法廷を行いました。

なるべく多くの原告の方に生の法廷を見て頂きたい！という願いとは裏腹に、裁判所の席の数は限られています。自分の裁判を見ることができるのは当然の権利です。裁判の様子を知ってほしい！そこで私たちは模擬法廷を行うことになりました。せっかくなので、

日常会話では使わない裁判用語の解説等を表示し、意見陳述の場面で写真を表示するなど、わかりやすいよう工夫も行いました。

模擬法廷は、実際の裁判の様子を再現するものです。最初の裁判官入場から始まり、訴状の陳述、弁護士同士の意見の応酬、原告・弁護士の意見陳述と進みます。

中でも、意見陳述の場面は今回の期日のハイライトです。原告意見陳述には原告の方、弁護士意見陳述には弁護士が代わって意見陳述を行いました。それぞれの陳述者によって雰囲気は異なりますが、どの意見陳述も非常に力が入り、会場から同意の声なども聞こえてきました。陳述された方は、意見陳述の原稿にご自身の思いも重ねて、語って頂いたのだと感じました。とても感動的な場面が続きました。



せっかくなので裏話も。裁判は水ものと言われますが、模擬法廷は同時進行ゆえに実際の裁判を視ずに行わなければなりません。実際の進行とは異なることもあり得ます。今回の模擬法廷も台本があるのですが、当日初めて見る台本には、恐ろしいことに「アドリブ」の文字が大量に躍っていました。臨場感のある模擬法廷とお褒め頂きましたが、これも理由の一つかもしれません。

今回多くの方にお集まり頂き、ありがとうございました。次日期日の模擬法廷はさらによいものをと考えています。是非次回もご参加下さい。

(弁護士・津村八江)

私たちが取り戻したいのは
もどおりの生活



「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発訴訟 訴状

「訴状本」完成にあたり

原告団長 中島 孝

「一般に、技術の革新は、前進と失敗を繰り返しながら進歩する」が、「核エネルギーについては、そのエネルギーの巨大さ、放射能汚染による被害の甚大さから、試行錯誤による失敗は絶対に許されない。そのため原子力発電所は、システムとしての安全について実験ができないまま、未熟な外国技術をそのまま導入してスタートさせたという点において、きわめて特別な成り立ちであった」。これは、小出裕章京都大学助教の本の一文ではありません。わが原告団の訴状27ページの記述です。国の原発推進の実態をえぐり出す、そのはじめのところで、ここからが面白く且つ怖い真実が暴かれます。この訴状

をみんなで読みましょう。大きな力になります。

見事な絵を描いてくださった村松孝一さまと、驚異のすばやさで立派な装丁に仕上げてくださいました鈴木雅貴弁護士のお二人に心よりの感謝を表します。



第1回現地調査を開催しました！



7月15日～16日にかけて、のべ60名の方々が参加して現地調査を実施しました。南相馬市、浪江町、相馬市、伊達市霊山町を訪れ、農家の方々に畜産や原木シイタケなどの被害についてお聞きしたほか、居住制限区域内にあるお宅をお邪魔し、試験操業しかできない原釜漁港も訪れました。夜には原告団相双支部との交流会も行いました。北は山形県から南は鹿児島県まで、記者さんやご夫婦での参加など多彩な方々が集いました。福島放送が、現地調査の様様取材に訪れ、当日のニュースで報道されました。山形から参加した脇山弁護士に、感想を寄せていただきました。



私は、東日本大震災以降、宮城、岩手両県の被災地には視察やボランティア活動で足を運んでいましたが、福島県については、福島市と郡山市を訪れたことがあるだけで、原発事故により避難が強制された区域には行ったことがありませんでした。

阪神淡路大震災当時、私は大阪にいましたので、地震被害であれば、2年以上の時間が経ってれば、最低でもこのくらいまでは復興しているという体験に基づく感覚とでもいうものがあります。



しかし今回、強制避難区域内の状況を実際に目にして、地震や津波だけでなく、原発事故が起きてしまうと、もはや状況は全く違うということに、愕然とさせられました。

報道などによって、こうした状況であることは頭の中ではわかっているつもりになっていましたが、実際に2011年3月11日から完全に時間が止まってしまっている街を目にした時、その気持ちを表現する言葉が見つかりませんでした。

寒気すら覚えたのは、全く人影のないところで、いつ使われるのかもわからない学校の体育館工事や、下水道工事が、淡々と行われている光景です。これがブラックジョークではなく、現実の光景であること、その衝撃は、実際にここへ来ないとわからないことでした。

港でも漁師さんたちは細々と試験操業をしているのに、そこら中で護岸工事などが行われていました。

これで復興に予算を割いていると言われても何か違うんじゃないでしょうか、と思わざるを得ませんでした。

生業を、地域を取り返すために、微力ながらお手伝いできればと決意を新たにす機会となりました。 (弁護士・脇山拓)

